B
 1
 5
 7

 5
 年保存(常)

 (令和6年12月31日まで)

 FN. B1-4-0

 鹿生企第604号

 令和元年10月30日

各 部 長 各参事官 殿 各所属長

 本
 部
 長

 担当
 源籼燐絲
 Tex

効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について(通達)

本県における犯罪情勢は、平成13年に刑法犯認知件数が平成最多の19,905件を記録し、県民が強い不安感を抱くなど、治安情勢が危険水域に達したことから、県民が自らの安全を確保するための活動の支援、犯罪の生じにくい社会環境の整備等の視点を前提とし、官民一体となり地域住民、事業者等が主体となった防犯活動の活性化を始めとした諸対策を推進してきた結果、平成30年の刑法犯認知件数は6,704件で、平成21年以降10年連続で減少し、平成22年以降9年連続で戦後最少を更新した。

一方,近年,ストーカー事案,配偶者からの暴力事案,児童虐待等の人身安全 関連事案,うそ電話詐欺,サイバー犯罪等の刑法犯認知件数だけでは計れない治 安事象が生じており,犯罪情勢は依然として予断を許さない状況にある。

犯罪を防止するためには、犯罪の取締り、街頭での警戒活動等の警察が主体となった取組と地域住民等による自主防犯パトロール、自治体による安全安心まちづくりの推進等の関係機関・団体等が主体となった取組を有機的に組み合わせていく必要がある。

本通達は、以上のような認識の下に、関係機関・団体等と協働した犯罪防止に向けた取組を推進する上での基本事項を取りまとめたものである。

各署にあっては、本基本事項に留意の上、各地域における犯罪情勢を的確に分析し、その実情等に応じて、関係機関・団体等と協働した犯罪防止に向けた取組を推進されたい。

なお、この通達は令和元年11月1日から施行し、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について(通達)」(平成24年9月26日付け鹿生企第391号ほか)、「鹿児島県警察犯罪抑止対策本部設置要綱の制定について(通達)」(平成24年9月26日付け鹿生企第392号ほか)、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進について(通達)」(平成26年3月17日付け鹿生企第105号ほか)及び「地域安全活動の推進について(通達)」(平成20年4月10日付け鹿生企第57号ほか)は、令和元年10月31日限り廃止する。

記

1 的確な犯罪情勢分析の実施

効果的な犯罪防止に向けた取組を行うには、各地域の犯罪情勢を的確に分析し、犯罪発生の背景にある課題を絞り込んだ上で、その課題に応じた施策を行うことが不可欠である。

犯罪情勢分析により判明した課題を解決するためには、警察活動の強化はもとより、地域住民等に対する防犯情報の提供のほか、関係機関・団体等との協働による自主防犯活動の促進や安全安心まちづくりを推進し、犯罪の起きにくい社会の実現を図る観点から、より効果的な犯罪防止に向けた取組を検討すること。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

犯罪の起きにくい社会の実現を推進するためには、自治体を始めとする関係機関、地区防犯協会、自治会等の地縁団体、地域住民、事業者等と警察との重層的なネットワークを形成し、各地域、各分野等において防犯意識等を根付かせることにより、官民を問わず地域ぐるみできめ細やかな防犯対策や関係機関・団体等による主体的な防犯に関する取組(以下「自主防犯活動」という。)を促進するとともに、安全安心まちづくりへの取組を活性化することが重要である。

警察においては、このような犯罪の起きにくい社会を実現するための強固な基盤を作るため、関係機関・団体等との幅広い信頼関係の構築、多様な防犯ネットワークの整備・活性化等を図り、自主防犯活動の促進、安全安心まちづくりの推進等の中長期的視野を持った広範な施策を持続的に講じていくことが必要である。

3 自主防犯活動の促進

各署においては、自主防犯活動を促進するため、これまでも関係機関・団体等と協働した各種取組を行っているところ、より効果的な促進を図るため、地域における自主防犯活動の実態を把握した上で、次に掲げる取組を重点的に推進するものとする。

なお、取組を行う上での視点として、地域住民や事業者自らがその地域の安全を守るといった自主的な防犯活動の取組が活性化し、浸透していくよう、地域住民等の意識と理解を深めていくものとする。

(1) 持続可能な自主防犯活動に対する支援

かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化しつつある中で、各地域の自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化や次世代への承継が困難な状況も見られることを踏まえ、警察においては、自主防犯活動が持続可能なものとなるよう、防犯ボランティア団体が抱える個々の課題の解決に向けた支援や活動に資する環境づくりに対する支援を行うこと。

特に、財政的な支援については、自治体と緊密に連携した関連予算の確保に努めるほか、自主防犯活動に参加する人材の確保については、人口構造や国民意識の変化を踏まえ、事業者等に対する社会貢献の働きかけ、日常生活を通じた負担の少ない活動の提案など多様な層や活動への働きかけに努めること。

(2) 地域住民等に対する防犯情報の提供

地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民の個々の積極的な防犯行動を促進するため、地域住民等に対し、犯罪の発生状況や防犯対策を講

ずる上で参考となる具体的な防犯情報を適時適切に提供すること。

なお,防犯情報の提供に当たっては,時宜を得た訴求力のある情報提供を 行うとともに,提供する情報の内容や受け手の特性等に鑑み,多様な媒体を 有効に用いるなどして,確実に受け手に必要な情報が届くよう努めること。

(3) 事業者等への防犯対策に関する助言・指導

銀行,コンビニエンスストア,商業施設等の犯罪被害の対象となりやすい事業所や学校等の公共施設の管理者等に対し,犯罪発生状況の提供,防犯訓練の実施,センサーやICタグ等の防犯機器の普及等に努めるなど,事業所等の防犯対策について助言・指導を行うこと。

また、自動車、自動販売機等の犯罪被害の対象となりやすい製品の製造を 行う事業者団体等と犯罪の手口、実態等の情報を共有し、防犯性能の高い製 品の開発を図るよう働きかけるとともに、利用者に対して防犯性能の高い製 品や部品の使用等について広報啓発を行うこと。

(4) 子供・女性及び高齢者を守るための施策

子供の生命又は身体を害する犯罪、女性に対する性的な犯罪及び高齢者層を対象とした犯罪は、被害者等の心身や財産への影響はもちろんのこと、県民に対して治安について著しい不安を与えることに鑑み、この種の犯罪の未然防止を図るために、関係機関・団体等と管轄地域の犯罪発生状況に関する情報や治安上の課題を共有し、課題の解決に向けた対策を講ずること。

4 安全安心まちづくりの推進

犯罪の防止を図るには、街の構造そのものや設備等について、物理的に犯罪 に強い環境を作るといった環境設計活動が不可欠である。

しかしながら、街の環境設計を行うためには、各種社会インフラの整備や施設管理者による建物や施設の構造変更を必要とすることから、「安全・安心まちづくりの推進について」(通達)(平成26年3月17日付け鹿生企第107号)に基づき、自治体を始めとする地域社会全体の取組として推進していくものとする。

5 その他

(1) 自治体との協働

自治体と協働する場合には、防犯に関する事務が、地方自治法(昭和22年 法律第67号)や条例により、自治体の行政事務と認識されていることを踏ま えた上で、自治体が主体的かつ継続的に取組を行うよう働きかけ、警察にお いては、地域の犯罪情勢の防犯上の課題等を踏まえた所要の情報提供、支援 等を行うよう努めること。

(2) 関係部門との連携

犯罪の防止に向けた取組に係る施策を行うに当たっては、働きかける対象 が重複する他部門の啓発等と共同した取組の推進、新たな対策を必要とする 犯罪手口の実態について捜査部門と情報共有するなど、関係部門と連携した 取組に留意すること。

(3) 積極的な表彰・賞揚

犯罪の防止に向けた取組に係る効果的な施策については,積極的な表彰・ 賞揚の措置に留意すること。